○国土交通省告示第四百三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件（平成二十一年国土交通省告示第六百二十五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年四月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

表を次のように改める。

会計	項	目	摘要
一般会計	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものに限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等から適用する。

○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
草加市谷塚町字西沼田耕地四三六番五から同市谷塚町字西沼田耕地四五四番一まで	前	一七・九三～三八・五七	〇〇・〇四一
	後	一七・六七～一七・九三	〇〇・〇四一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
越谷市大間野町三丁目一六六番二から同市七左町五丁目一〇三番まで	前	二一・二五～四九・四〇	〇〇・一二九
	後	二二・五八～三八・四二	〇〇・一二九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目一五番一地内	前	一五・九二～一九・〇六	〇〇・〇〇五
	後	一五・九二～一九・二三	〇〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目一五番一地内	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十八日

○北陸地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第百三十三号山中都市計画道路事業三・五・四号温泉中央南線

三　事業施行期間　自平成十六年十二月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年北陸地方整備局告示第百三十三号の事業地のうちこおろぎ町ニ及びこおろぎ町ロを削る。

○中国地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千五百号松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業宍道湖東部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十九年十二月十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十九年建設省告示第千五百号及び昭和五十七年建設省告示第千六百五号の事業地のうち玉湯町布志名地内を削る。

使用の部分　昭和四十九年建設省告示第千五百号、昭和五十四年建設省告示第千四百九十九号、昭和五十七年建設省告示第千六百五号、平成七年建設省告示第千四百六十八号、平成十年建設省告示第千九百六十一号及び平成十二年建設省告示第三百八十四号の事業地のうち玉湯町布志名地内において事業地を変更する。

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十八日

四国地方整備局長　足立　敏之